

高 第 1 6 9 2 号

令和3年11月25日

各 { 高 齢 者 施 設 施設長 } 様  
{ 介 護 サービス 事業所 管理者 }

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長

(公印省略)

社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について

本県における高齢者福祉の推進に当たっては、日頃から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省から令和3年11月24日付け事務連絡で別紙のとおり通知がありましたので送付します。

つきましては、本通知の内容を踏まえ、面会等の実施について、感染拡大防止の観点と利用者、家族のQOLを考慮することとし、具体的には、地域における発生状況等も踏まえるとともに、利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、対面での面会を含めた対応を検討するなど、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

千葉県健康福祉部高齢者福祉課  
法人支援班（特養・養護・軽費・有料・サ高住）  
TEL：043-223-2350  
MAIL：kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp

介護事業者指導班（上記以外の施設・事業所）  
TEL：043-223-2386  
MAIL：kaigojigyoun@mz.pref.chiba.lg.jp